

モーター一番自動車保険は英国において、補償内容の範囲によって以下の3つのプランをご提供しております。

## 自動車総合補償プラン (COMP)

## 自動車事故賠償責任と火災・盗難補償プラン (TPFT)

## 自動車事故賠償責任補償プラン (TP)



## ■補償内容について

○：補償対象 ×：補償対象外

	What is covered? 補償対象の例	What is not covered? 補償対象外の例	お支払い限度額	COMP	TPFT	TP
相手への賠償	<対人賠償責任補償> 自動車事故により、他人、同乗者を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が所有、使用または管理する財物への損失・損害</li> <li>公害または汚染によって直接または間接的に生じた損害</li> </ul> など	無制限	○	○	○
	<対物賠償責任補償> 自動車事故により、他人、同乗者の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合		£2,000万	○	○	○
	上記保険金請求に伴う費用		£500万	○	○	○
	<弁護士費用等補償> 上記の賠償責任が発生する場合、訴訟などに関する法務費用 英国国内での緊急治療費用			○	○	○
お車の補償	ご契約のお車が衝突、接触、洪水、いたずらなどによって損害を被った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐蝕、さびなどの消耗による損害</li> <li>故障による損害</li> <li>事故に起因しないお車のタイヤの損害</li> <li>お車本来の機能を向上するための改造費用</li> <li>お車の修理によって市場価値が減価した部分</li> <li>お車のメーカーに提供された以外の£500を超えるオーディオ機材など</li> <li>ご家族または同居者による盗難</li> <li>鍵の置忘れやロックし忘れによる損害</li> </ul> など	損害が発生した事故時における、ご契約のお車の市場価格相当額 ※1※2	○	×	×
	ご契約のお車が火災や盗難によって損害を被った場合		修理・交換費用 ※3	○	○	×
	ご契約のお車の窓ガラスが損害を被った場合		合理的で 妥当な費用	○	○	×
	ご契約のお車が事故に遭った際、走行不能となった場所から修理工場または一時保管所までの運搬費用			○	○	×
	事故のため帰宅できない場合の宿泊/交通費用		£100	○	○	×
	ご契約のお車の鍵を盗難または紛失し、錠前交換が必要になった際の費用		£500	○	×	×
携行品	ご契約のお車に置かれた携行品の損失・損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金、切手、切符、有価証券など</li> <li>お仕事に関連する商品やサンプルまたは機材など</li> </ul> など	£100	○	×	×
運転者・同乗者への補償※5	ご契約のお車の事故により、運転者または同乗者が死亡または重度後遺障害(四肢の欠損もしくは失明)を被った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒気帯び運転や薬物などの影響で正常な運転ができなかった場合</li> <li>搭乗者が車の乗車定員を超える場合</li> <li>傷害を被った方が71才以上の場合</li> </ul> など	一人あたり £2万	○	×	×
	ご契約のお車の事故でケガをしたしまった場合の医療費用		—	一人あたり £500	○	×

※1 お車の修理にかかる費用について、保険証券付帯スケジュールに記載の免責金額をご負担いただきます。なお免責金額を増加することにより保険料が割安になる場合があります。

※2 新車購入後1年未満のお車は、損害額などにより、保険金のお支払いに替えて、新車へのお取り替えも可能です。ただし、ご契約のお車と同一モデル・仕様の車両の在庫状況等によります。

※3 窓ガラス破損による交換または修理費用を保険金請求する場合、免責金額として1事故について£125をご負担いただきます。ただし、当社指定の24時間窓ガラスヘルプラインをご利用の場合、ご負担額は交換£75、修理£10になります。なお、火災・盗難に起因する場合は、これによらず、保険証券付帯スケジュールに記載の火災または盗難に関する免責金額をご負担いただきます。

※4 火災や盗難によって損害を被った場合に限りです。

※5 搭乗者傷害拡張補償特約で補償を拡張することができます。詳細は裏面記載の「ご選択できる特約のご案内について」をご参照ください。

## ■その他の補償について

### ヨーロッパ大陸での補償

ご契約のお車で、EU諸国及び欧州委員会の保険規定をクリアし承認された諸国(※)をご旅行される際、以下を補償します。

**相手への賠償**：英国と同内容の補償を提供。ただし、対人賠償責任補償・対物賠償責任補償の内容は、事故の発生した国の法律で定められている最低限の補償内容となります。

**お車の補償**：一度のご旅行期間が60日以内の場合、英国と同内容の補償を提供。

上記国以外、または60日を超えるご旅行の場合、追加保険料にて補償可能な場合があります。ご旅行前にお問い合わせください。

※当該対象諸国は随時変更される場合があるため、ご旅行前に都度欧州委員会のホームページをご確認頂くか当社にお問い合わせください。

### 法務費用の補償

お客さまに過失のない事故において、相手に損害賠償金を請求する際の弁護士費用等を補償します。また、交通違反による起訴を予告する手紙を受け取り、それが誤りまたは不当と思われる場合、法的援助にかかる費用等を補償します。

## ■各種特約のご案内

**搭乗者傷害拡張補償特約(Personal Accident Plus)** \*自動車総合補償プラン(COMP)の方のみお申込みいただけます。

この特約にお申込みいただくと、運転者および同乗者の死亡・後遺障害・傷害補償は下表の通り拡張されます。

	What is covered? 補償対象の例	What is not covered? 補償対象外の例	お支払い限度額
運転者・同乗者への 補償拡張内容	ご契約のお車の事故により、運転者または同乗者が死亡または後遺障害を被った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒気帯び運転、また麻薬などの影響で正常な運転ができなかった場合</li> <li>搭乗者が車の乗車定員を超える場合</li> <li>傷害を被った方が71才以上の場合 など</li> </ul>	<p>£120,000</p> <p>※後遺障害の度合によって異なります ※16才以下の子供の死亡：£27,500</p>
	ご契約のお車の事故により、おケガされた際にかかる入院費用		<p>一日あたり £30</p> <p>※最大30日まで</p>
	ご契約のお車の事故でケガをしてしまった場合の医療費用		£3,500

### ボーナスプロテクション(無事故割引据え置き)特約

#### 特約の内容:

通常、窓ガラスなど一部の例外を除き、保険金をご請求されますと、無事故割引率が下がります。ご自身に過失のない事故でも、事故の相手方から費用を全額回収できない場合(例: 当て逃げなど)は、翌年の割引率に影響し保険料が高くなります。

この特約にお申込みいただくと、ご契約期間中に保険金を請求された場合も翌年の無事故割引率を据え置くことができます。

ただし、保険期間中である1年の間に2回までの保険金請求に限り適用いたします。3回目以上の保険金請求には適用されません。

なお、本特約にお申込みの場合も保険料は上昇することがありますのでご了承ください。

#### 特約の条件:

- ご契約者及びメインドライバーが25歳以上であること
- ご契約に適用される無事故割引年数が4年以上であること
- 記名運転者全員が、過去4年間に自動車保険で保険金の請求をしていないこと
- 個人名義の契約であること

## ■ご契約後について

### ご契約の更新

ご契約の保険期間は1年であり、保険期間が満了する3週間前には、お客さまに契約更新のご案内をお送りします。

### ご契約内容の変更

当社にご申告いただいているご契約内容に変更がある場合、必ず速やかに当社までご連絡ください。ご連絡がない場合やご連絡いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金のお支払いをお断りしたり、ご契約を解除することがありますので、十分ご注意ください。

### ご契約の解約

#### 14日以内(クーリングオフ期間内)の解約

ご契約の解約を希望される場合は、ご契約の始期日または保険契約書類が届いた日から14日以内、どちらか遅いほうに当社まで解約通知をしてください。解約の理由を述べる必要はありません。返れい金については約款のPolicy Conditionsにてご確認いただけます。

#### 14日間のクーリングオフ期間を過ぎたあとの解約

14日間のクーリングオフ期間を過ぎたあともいつでも契約を解約することが可能です。ご契約期間中に保険金の請求がなければ、約款のPolicy Conditionsに沿って£35の解約手数料(保険料税含む)を差し引いた金額にてお返しいたします。

### 万が一、事故が発生した場合

遅滞なく速やかに当社までご連絡ください。

●このチラシは「モーター一番自動車保険」の概要を説明したものであり、お客さまのご検討の一助となることを目的にご用意したものです。詳細については約款をご参照ください。ご不明な点につきましては、当社にお問い合わせください。

●保険契約者は、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めた項目(告知事項)について、事実を正確に当社にお申し出いただく義務(告知義務)があります。また、保険期間中に、ご契約のお車/運転者/ご住所等、危険に関する事項(通知事項)に変更が発生した場合、当社に遅滞なくお申し出いただく義務(通知義務)があります。告知事項・通知事項について、故意、または重大な過失によりお申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なる場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。



受付電話番号 : 0370-010-8111 (ご契約・事故通知)

Eメール : motorichiban@aioinissaydowa.eu

日本語サービス 月～金(祝祭日を除く) 09:30～17:00

※上記以外の時間帯は24時間緊急ヘルプライン(英語サービス)になります。